

議長	副議長	事務局長	書記
庄内町議会議長 御中	高	寺	西



令和2年10月22日

被請求議員 長堀幸朗

庄内町狩川字小野里146番地1

電話番号: 080-3510-7909

政治倫理条例5条審査請求の審査結果について（通知）に対する弁明

最終ページ6ページの最後の4行が結論とされ、それについて弁明します。「叩かれたことが証明できない」とあります。叩かれていなければ、叩かれたなどとは報告しません。こういった場合、普通ビデオなどない場合がほとんどではないでしょうか。叩かれていなければ、叩かれたなどとは言いません。そういえば議場でのことなので、全体ビデオが録画されて残っているかもしれません。暴力を受けた時、証明できるできないによって、報告する報告しないはないのではないでしょうか。暴力を受けたら、証明できる証明できないにかわらず、受けたと警察等に申告するは当たり前のことと考えます。証明できないから処罰できないは仕方がないことですが、申告するはすべきことと考えます。「一方的に相手を非難している」とありますが、叩かれたら一方的に非難するは証明できるできないにかわらず、当たり前と考えます。「一連の行為に一切反省の色はない」とありますが、繰り返し答えますが、暴力を受けた場合、証明できるできないにかわらず、開催元である議会事務局に報告することはしてよいことと考えます。私は、議会事務局に報告したのであって、マスコミ等に言ったりはしていません。警察にさえも言っていません。そういえば、阿部議員になにかあったのですかと問われて答えてはいましたが。そういえば、事務局に問題にしてほしいとは言っていますが。

報告書について、これは違うといった話をさせていただきます。2ページ4行目から7行目について。我が家敷地は、登録所有者である私の許可なく立ち入ることはできません。我が家の玄関は、門より敷地内3mほどはいったところにあり、事前に登録所有者である私の許可なく玄関のブザーを鳴らせません。齊藤議員は、無断で侵入してブザーを鳴らしたというひどい言い方もできます。誹謗中傷であるとのことです。実際そうだったのですが。事実を申し上げてはいけないと言われているようで、よくわかりません。無断で私の登録所有敷地に入ってでの違法行為をされてでの話なんですが。それはいうものの、その文面は綺麗な文章とはいえないし、実際にそう思った判断した、そういう被害を受けたからと言って、そのまま書いていいわけではないということでしょうか。

こういった言い回しの文面はよくないと考え直します。どうもすみません。今後、こういった誹謗中傷であるとあなた方が判断されるような文面メールを送りつけるなどはいたしません。どうもすみませんでした。

このメール文面で誹謗中傷であるというのなら、いくつもあなた方に私は誹謗中傷を受けているのですが。「転職先をさがしたら」とか「次は絶対に当選しない」とか「公職選挙

法違反だ」とか「今あなたがその家に住んでいることは問題だ」とか「あなたは来年ここにいない」とか「この人受かるとおもっているのだろうか」とか聞こえよがしに、直接に、先にあなた方に主に控え室で言われています。根掘り葉掘り身内ないだけでしかしないようなことを言わされています。私はこれより先に中傷されています。

13行目。「日程変更の申し入れをしなかった」について。「21日はとても困る」といったような発言を私はしています。これが日程変更の申し入れとできます。21日はとても困るので、他の日にしてほしいという意味だからです。会議終了直後に私は「24日とか25日でできないでしょうか」のようなことを言っています。会議前後も録音されてあるはず。確認できるかもしれません。そうはいうものの、急遽日程が決まったとはいって、特に常任委員会の会議を欠席したことはとても悪いことです。すみません。反省の意味もあって、奉仕作業としても、24日朝の「美しいやまがたの海」クリーンアップ運動、最上川河口右岸会場に参加します。半年以内にいくつか参加するつもりです。「全く反省していない」と吉宮議長に議長室で言われる数日前に予約しています。

18行目。「不適切な質問に対する注意する立場にある」について。いつでもどこでも前置きなしに唐突に注意をはじめてよいわけではないと考えます。事前に連絡して場所を改めてのはずです。休憩時間は個人個人に与えられていて、その休憩時間を侵害してはならないと考えます。休憩しないと回復できず、休憩後の会議参加に支障をきたすと考えます。

21行目。『「苦言」「苦情」と理解されたことは「心外」である。』について。「苦情ではなくて苦言を」と私は確かに発言しています。「苦言」とは「欠点を指摘し戒める言葉」という意味です。苦言を言われたといった言い方は不適切というほどではないと考えます。

25行目。「理解できない」について。欠席したことは倫理的に悪いことであり、誠に申し訳ございません。広報常任委員会が急遽決まった日程だったので、やむを得ず欠席しました。この21日は、半年近く前に東京都教員採用二次試験の日になっていて、この日私が参加すべき議会の日程は10日ぐらい前まではなかったのです。この場合の欠席は悪いことであり、山形県の教員採用二次試験は9月定例会議の日程に重なるため、泣く泣く一次試験から受験ませんでした。当たり前のことです。一次試験合格しておいて二次試験受験しないは悪いことがあります。先に決まっている日程を優先すべきとは普通ある考え方です。

27行目。「注意をしている最中に勝手に席を立ち、退席する場面があった」について。その時間は休憩時間ではなかったのでしょうか。休憩時間は個人に与えられている。休憩しないと回復しません。休憩時間に注意をするはよいことではないのでしょうか。私はトイレに行きたかったり、喉が渇いていたりなど生理的欲求のため退席したのではないかのでしょうか。部下と上司ほどの関係ではありません。時間と場所をあらためて行うべきではないのでしょうか。拘束できないはずではないのでしょうか。

28行目。「激高してテーブルを叩きつける場面があり」について。失礼しました。すみません。そういうように言われば激高になることもあろうかということを言われたからです。しかし、そうあってはならないともいえます。失礼しました。どうもすみません。

31行目。「…クレームメールを…」について。今後気をつけます。すみません。

35行目。「ここ近年」について。議員となって2年数ヶ月。「近年」とは「5年以内、最大で10年以内」という意味。意味が合いません。それはともかく、「町民の付託をうけて」「庄内町議会議員ということの重さを…」はごもっともあり、そうとられるように努力していきます。時々ちらちらと言われたりの全体的な町民の皆様の声としては、小学校の先生に復職してほしいなあという感じでもあります。

3ページ6行目。「本人に確認しないで」について。例えば、いきなり殴られたなどの暴力をふるわれた相手に確認してから警察に言うなんて普通ないと考えます。こういったことに私としては該当すると考えるからです。

3ページ9行目。「二つ目の苦情」について。一つ目の苦情は「叩かれた」であり、二つ目の苦情がこちらあります。苦情です。報告という形をとっての苦情です。

4ページ13行目。「中傷」について。「誹謗中傷」とは、「根拠のない悪口を言いふらして、他人を傷つけること」です。根拠はあるし、言いふらしてはいないし、傷つけられたのはどちらかというと私のほうと考えます。

5ページ13行目。「証明するものはない。」について。私の証言を証明するものと私はしますが、普通一般的には証明するものにあたらないかもしれませんとも考えます。この件については、証明するものにあててよいと考えます。裁判等で決着すべきとも考えています。議会の定例会議は録画されていて、今回についても録画されているかもしれません。

5ページ19行目から20行目。叩いた叩いていないは、60歳以上の方たちは、例えば「けんかは暴力にあたらない」といったような時代を生き抜いてきた方たちであり、詳しくは「叩いた」の意味として、「とても痛くなるほどではない場合は「叩いた」にあたらないといった感覚であると推測します。しかし現代社会はとてもデリケートになっていて、軽くでも叩いたに該当します。このあたりの違いではにでしょうか。私は決して骨が折れたり痣ができたりするほど強くは叩かれていません。多少強く左側の肩を背中を叩かれた程度です。それを「叩かれた」として問題にしています。それを開催元の議会事務局に報告しています。

その昔に私は左顔面を中心に大けがをして一ヶ月入院して手術していく、大げさにい言うと、軽いパンチでも大けがになるような状況でもあります。首のあたりも。軽く叩かれるだけでも重大な影響がありえるのです。見た目でも私がそういう状況であることはわかりまして、普通ちゃんとした人は、配慮してその近くを叩いたりはしません。これを放っておくと今後も軽く叩かれることがあり、恐怖に思ったからです。そういえば病院に行かなかつたけれど、一ヶ月クラクラして倒れて寝込んでいたことがあります。将来脳溢血とか脳卒中で倒れたらどうしよう。しかも叩かれた場所が議場であります。議場というところで叩かれるなんて失礼な話だし、それだけ危険であります。

21行目。「普段電話に出ないから」について。そんなことはないつもりです。1時間以内に折り返し電話をしていることがほとんどのつもりです。電話番号メールで、今後叩かないでくださいといった内容を暗に伝えています。これに対して、突然暴力的にやってきたやつ

てこられたのです。厳格に言うと、我が家家の玄関は、私の許可なく立ち入り禁止な敷地を、3mほど入らないとブザーが押せません。無断で敷地内に入られた違法な行為をされたと考えます。折り返し電話番号メールで私に苦情メールをすればよいと考えます。これから伺つてもよいかと確認するべきと考えます。

27行目。「役職や人格を誹謗中傷する」について。「誹謗中傷」とは、「根拠のない悪口を言いふらして、他人を傷つけること」です。根拠はあるし、言いふらしてはいないし、傷つけられたのはどちらかというと私のほうと考えます。

33行目。売り言葉に買い言葉、誘導発言といったところです。

35行目。「叩かれたことを本人に確認せず」について。例えば、いきなり殴られたなどの暴力をふるわれた相手に確認してから警察に言うなんて普通ないと考えます。こういったことに私としては該当するからです。

6ページ1行目。「事実無根」について。事実無根ではないと考えます。このぐらいのことは、いわゆる「叩いた」に該当しないという認識であろうけれど、こちらはそうではありません。大きな悪影響となりました。

6ページには他に「事実を証明しないまま」「他人を巻き込んで」「間違った行為」「脅迫的な発言」「申し出なかったことに問題がある」「開催日の変更を申し出ないで」「証明できない中で」「一切反省の色はない」について。なんてあなた方はひどいのだろう。私は叩かれた被害者なのに。証拠がないなら叩いてもよいみたいな。そんな風に考えます。吉宮議長は、私が「全く反省していない」みたいなことを言ってきましたが、その数日前に24日朝の「美しいやまがたの海」クリーンアップ運動、最上川河口右岸会場に参加する予約を電話でしています。反省としての奉仕活動としてでもあります。半年以内にいくつか参加するつもりです。「全く反省していない」わけではありません。

私のいろいろな信用性ですが、過去経歴や実績等により、この場合は十分あると考えます。例えば自動車免許はゴールドです。世間的にいって、あなた方は弱いものいじめをしているとかなどなどあると思います。50代なのにお金がなくて車が買えず、原付50ccバイクで通勤しているかわいそうな人をいじめているとかいったふうに。

令和2年10月22日

庄内町狩川在住 電話番号 080-3510-7909

長堀 幸朗

